2　測定器の条件

⑴　標準信号発生器を次のように設定する。

搬送波周波数	試験機器の受信周波数帯の中心周波数
変調	無変調（注１）
出力レベル	試験機器の空中線入力部において規定のレベル

注１　中心周波数における無変調キャリアでは試験機器のキャリアセンスが機能しない場合は必要に応じて周波数を増減又は変調させる。

⑵　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	使用帯域の中心周波数（注２）
掃引周波数幅	50MHz（注２）
分解能帯域幅	１MHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
トリガ条件	フリーラン
検波モード	ポジティブピーク（注２）

注２　占有周波数帯幅が26MHz以下の直交周波数分割多重方式又はその他の変調方式での送信機能を有する場合には、掃引周波数幅を０Hz、検波モードをサンプルとして中心周波数を搬送波周波数から13MHzから19MHzまで離調した周波数とする。

⑶　ＦＦＴ方式等を用いたスペクトル分析器は次のように設定する。

中心周波数	使用帯域の中心周波数
同時測定周波数幅	40MHz以上
分解能帯域幅	１MHz程度
トリガ条件	フリーラン
時間軸掃引時間	10ｓ程度（時間軸分解能１ms以下）

⑷　外部試験装置は、試験機器と回線接続が可能な装置である。また、外部試験装置として試験機器と通信可能な対向機を使用することができる。

3　試験機器の状態

試験周波数及び試験拡散符号に設定して、最初に受信状態にしておく。

なお、外部試験装置を用いる場合は、試験機器と外部試験装置との間で回線接続する。

4　測定操作手順

⑴　試験機器のみで試験を行う場合

ア　スペクトル分析器を２⑵のように設定する。

イ　試験機器とスペクトル分析器を対向させる。

ウ　試験機器を送信動作にし、占有周波数帯幅が26MHzを超える直交周波数分割多重方式の電波を発射することをスペクトル分析器で確認する。

エ　試験機器を受信状態にする。

オ　標準信号発生器とスペクトル分析器を対向させる。

カ　標準信号発生器の出力レベルが、キャリアセンスの動作レベル以上であることをスペクトル分析器で確認する。

キ　スペクトル分析器を台上から外し、同じ位置に試験機器を設置し標準信号発生器と対向させる。また、試験機器からの信号が受信できる位置にスペクトル分析器を設置する。

ク　標準信号発生器の出力を送信状態で、試験機器を送信動作にし、占有周波数帯幅が26MHzを超える直交周波数分割多重方式の電波を発射しないことをスペクトル分析器で確認する。

⑵　外部試験装置を用いて試験を行う場合（⑶の場合を除く。）

ア　スペクトル分析器を２⑵のように設定する。

イ　標準信号発生器の出力を送信しない状態にする。

ウ　試験機器と外部試験装置との間で回線接続し、試験周波数において占有周波数帯幅が26MHzを超える直交周波数分割多重方式の電波が発射されることをスペクトル分析器で確認する。

エ　試験機器を受信状態にする。

オ　標準信号発生器とスペクトル分析器を対向させる。

カ　標準信号発生器の出力レベルが、キャリアセンスの動作レベル以上であることをスペクトル分析器で確認する。

キ　スペクトル分析器を台上から外し、同じ位置に試験機器を設置し標準信号発生器と対向させる。また、試験機器からの信号が受信できる位置にスペクトル分析器を設置する。

ク　標準信号発生器の出力を送信状態で、試験機器を送信動作にし、占有周波数帯幅が26MHzを超える直交周波数分割多重方式の電波を発射しないことをスペクトル分析器で確認する。

⑶　外部試験装置を用いて試験を行う場合（占有周波数帯幅が26MHz以下の直交周波数分割多重方式又はその他の変調方式での送信機能を有する試験機器であって、かつ、ＦＦＴ方式等のスペクトル分析器を用いる場合）

ア　スペクトル分析器を２⑶のように設定する。

イ　標準信号発生器の出力を送信しない状態にする。

ウ　試験機器と外部試験装置との間で回線接続し、試験周波数における占有周波数帯幅が26MHzを超える直交周波数分割多重方式の電波が発射されることをスペクトル分析器で確認する。

エ　試験機器を受信状態にする。

オ　標準信号発生器とスペクトル分析器を対向させる。

カ　標準信号発生器の出力レベルが、キャリアセンスの動作レベル以上であることをスペクトル分析器で確認する。

キ　スペクトル分析器を台上から外し、同じ位置に試験機器を設置して標準信号発生器と対向させる。この場合において、試験機器から信号が受信できる位置にスペクトル分析器を設置する。

ク　標準信号発生器の出力を送信状態で、試験機器を送信動作にし、占有周波数帯幅が26MHzを超える直交周波数分割多重方式の電波を発射しないことをスペクトル分析器で確認する。

5　試験結果の記載方法

４⑴ウ、カ及びク、４⑵ウ、カ及びク又は４⑶ウ、カ及びクを確認できた場合は「良」と、それ以外の場合は「否」と記載する。

6　その他

⑴　標準信号発生器の出力を変調波に設定してキャリアセンス機能の試験を行った場合は、試験機器に用いている変調方式の他、同一周波数帯で運用する他の無線設備に用いる変調方式の変調波についても試験機器のキャリアセンス機能が動作することを確認する。

⑵　４⑴において、２⑶の設定ができるＦＦＴ方式等のスペクトル分析器を用いることができる。

二十一　キャリアセンス機能⑵（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置のみ（周波数ホッピング方式を用いるものを除く。））（アンテナ一体型）

1　測定系統図

